

第12回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和3年5月31日（月）

場所 市役所1階 多目的室

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について

議第2号 農地法第4条許可申請について

議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

議第4号 農地法第5条許可申請について

議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について

議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について

議第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

報第1号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について

その他 6月総会の会議開催予定日時

第13回総会を6月30日（水）午後に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田事務局長

お疲れ様でございます。皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただ今から第12回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは石塚会長、よろしく願います。

石塚会長

皆様、お疲れ様でございます。

巷では、田植えが進んでいるようですが、もう少し時間がかかると考えております。いづれにつきましても皆様方から御活躍をいただきたいと思います。

全国農業会議所会長会議の資料が届きまして、見させていただきました。農業委員会を巡る情勢は非常に厳しく、国の厳しい指導が入ってくるような情報でした。詳しいことにつきましては、それぞれの機会でお話しますが、財務省の規制改革推進会議のほうで農地法の関係団体から非常に厳しい意見が出されています。皆様方におかれましては、畦道・農道で話をされていたこともあるかと思います。皆様方の事業に対する活動記録簿の記載につきましてはいつもお願いをしているところでございますが、更なる徹底をと考えています。数日前、私のところに、集落の農業者の方から車を落としたから上げて欲しいと連絡をもらいましたが、現場が分からないので現場を案内して欲しいという話が2件ありました。我々委員の普段の行動が、農業者の皆様方からそのように感じられていますので、些細な事につきましても皆様方からは活動記録簿の記載をしていただければ、まさに目に見える活動ということになると思います。

では、これより第12回総会に入らせていただきます。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願います。

霜田事務局長

事務局です。委員数は19人です。現在の出席委員数は19人で、過半数であることを御報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員の出席委員数は22人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第12回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

それでは、3番 鈴木 義雄委員、17番 水野 美保委員の2人を議事録署名委員に指

名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

事務局でございます。それでは、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号農地法第 3 条許可申請について御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 西山町田沢字ハカンドウ〇〇番 田 外 2 筆 計 3,474 m²。田中〇番〇号
〇〇 〇〇。相続財産管理人 弁護士 〇〇 〇〇〇。西山町浜忠〇〇番地 〇〇〇〇
〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 2 大字森近字下川原〇番〇 田 28 m²。大字森近〇〇番地 〇〇 〇〇〇。
大字森近〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 3 安田字高畑〇〇番〇 畑 外 9 筆 計 2,601.91 m²。長野県北安曇郡池田
町大字会染〇〇番地〇 〇〇 〇〇。大字平井〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経
営規模拡大。 円です。

申請番号 4 平井字吉金〇〇番 田 449 m²。長野県北安曇郡池田町大字会染〇〇番地
〇 〇〇 〇〇。大字平井〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。
円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件ごとに地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の大橋係長、局長代理山崎が現地調査を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり－

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 春日三丁目字室岡〇番〇 田 63 m²。愛知県名古屋市中川区広川町三丁目〇番地の〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請地は、昭和 39 年頃より宅地の一部として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 2 平井字高畑〇〇番〇 外 2 筆 畑 217 m²。東京都大田区西蒲田八丁目〇番〇-〇〇号 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり－

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 中浜二丁目字三ツ石〇〇番〇 田 293 m²。中浜二丁目〇番〇号 〇〇〇〇。中浜二丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。第 3 種でございます。申請地につきましては、当初、倉庫敷地及び資材置場を目的としていましたが、これを変更し、承継者が個人住宅を建築するものです。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 城塚字城塚〇〇番 田 外 1 筆 2042 m²。松美一丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。長岡市和島北野〇〇番地〇 〇〇 〇〇。第 3 種でございます。申請地につきましては、当初、建売住宅敷地 6 区画を目的としていましたが、当初計画者が廃業することとなったため、これを変更し、承継者がアパート 2 棟を建築するものです。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請 申請番号 2 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり－

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 中浜二丁目字三ツ石〇〇番〇 田 293 m²。中浜二丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。中浜二丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 城塚字城塚〇〇番 田 外 1 筆 2042 m²。松美一丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇。長岡市和島北野〇〇番地〇 〇〇 〇〇。アパート 2 棟。第 3 種でございます。

議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 2 に関連するものです。

申請番号 3 新赤坂四丁目〇番 畑 356 m²。東の輪町〇番〇号 〇〇 〇〇。半田一丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 4 常盤台字早道〇〇番〇 田 1.56 m²。常盤台〇番〇号 〇〇 〇〇〇。常盤台〇番〇号 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 5 安田字鳥越川原〇〇番〇 田 外 2 筆 1277 m²。大字安田〇〇番地〇 〇〇 〇〇。十日町市太平〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇。太陽光発電設備。第 2 種でございます。本件の太陽光発電設備につきましては、申請地内に併設するコンピュータの電源として利用され、発電した電力は全てコンピュータで自家消費される予定ですので、売電はございません。また、コンピュータについては、携帯電話網でデータを受信して処理を行うもので、申請地と外部をつなぐケーブル等の設置はございません。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

事務局でございます。議案書 5 ページを御覧ください。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更についてです。

ここで改めまして農用地利用集積計画を簡単に説明させていただきます。

こちらの計画は農業経営基盤強化促進法に基づいて柏崎市が育成すべき農業経営体に農用地の利用権及び所有権を集積するための計画です。農用地利用集積の加速による担い手育成に向けて複数の賃貸借権や売買契約を一括して成立するものです。この案を農業委員会で審議して柏崎市が公告することで効力を発生するものです。本来であれば農地法 3 条の許可の手続きでひとつひとつ許可をしていくところですが、複数の契約を一括するところに特徴があります。公告された計画が契約書としての効力を有するものであります。これからもまた農用地利用集積計画が出てまいります。この説明内容を踏まえて審議をしていただければと思います。

「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 利用権設定等促進事業
- 2 権利の種類 賃借権
使用貸借権
- 3 利用権の設定・移転の別 移転
- 4 権利の移転日 令和 3 (2021) 年 6 月 20 日
- 5 権利の終了日 明細表に記載のとおり
- 6 対象農地の面積 賃借権 (円滑化分) 田 (1 筆) 786.00 m² 使用貸借権
(円滑化分) 田 (1 筆) 348.00 m² 計 2 筆 1,134.00 m²
- 7 関係人の数 受人 2 人、渡人 2 人、所有者 2 人
- 8 計画変更の理由 明細表に記載のとおり
- 9 実施地区 柏崎市
- 10 公告予定年月日 令和 3 (2021) 年 6 月 18 日を予定
農用地利用集積計画変更の明細 別紙明細書のとおり

説明は以上となります。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案の通り決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第 5 号について事務局の提案の通り決定いたします。

議長

次に、「議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

事務局でございます。「議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）
（県営経営体育成基盤整備事業 善根地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 所有権移転登記完了後 10 日以内
- 7 対価の支払方法 譲渡人の指定口座に振り込む
- 8 対象農用地の面積 田（1 筆）2,021.00 m²
- 9 関係人の数 受人 1 人（新潟県農林公社）、渡人 1 人
- 10 実施地区 柏崎市

11 公告予定年月日 令和3(2021)年6月18日を予定

農用地利用集積計画の明細 別紙明細書のとおり

説明は以上となります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第6号について事務局の提案の通り決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第6号について事務局の提案の通り決定いたします。

議長

次に、「議第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」事務局の説明を求めます。

霜田事務局長

事務局でございます。それでは、議案書の10ページをお開きください。

「議第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」につきまして、御説明いたします。

法令遵守の申し合わせにつきましては、この間、農業委員会の委員及び事務局職員に対しまして、全国での不祥事事例をお話しさせていただき、綱紀及び倫理の保持につきまして、申し合わせ通りに実施して参りました。特に今秋、10月21日を予定としまして衆議院議員の任期満了に伴う第49回衆議院総選挙も予定されていますので、これらのことを踏まえましてご注意をいただきたいと存じます。

つきましては、今年度、農業委員、農地利用最適化推進委員がこの会場に一堂に会する

初の機会に、改めて「法令遵守の申し合わせ決議」を行いたく上程させていただきました。
申合せくださいますようお願いいたします。以下、朗読させていただきます。

議第7号

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

令和3（2021）年5月31日

柏崎市農業委員会

会長 石塚 道宏

記

- 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
- 2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 7 号について事務局の提案の通り決定することにご異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり－

議長

議第 7 号について事務局の提案の通り決定いたします。

議長

次に、「報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について」事務局の報告説明を求めます。

山崎事務局長代理

事務局でございます。議案書 11 ページを御覧ください。報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について御説明申し上げます。

農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更であります。11 ページから 16 ページまでの変更になりますので御報告をさせていただきます。

新潟県への報告を経て、6 月 30 日に新たな耕作者の方に転貸されるものでございます。

報告は以上になります。

よろしく申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

報第 1 号の報告を終了します。

議長

その他の事項について事務局から申し上げます。

霜田事務局長

クリップ留めの書類「第 12 回農業委員会総会（R3.5.31）事務局事務連絡」を御覧ください。

1 委員の変更について（別紙名簿）

2 今後の予定（別紙）

- ・情報会議（農業委員会だより編集会議）

6月18日（金） 10：30～ 「3階3-4会議室」

情報会議委員参集

- ・農業委員会中越協議会総会

6月28日（月） 15：00～ 「ながおか市民センター」

会長・局長出席

- ・第11回運営会議

7月16日（金） 9：00～ 「3階3-3会議室」

運営会議委員参集

次に、3 農作業死亡事故（令和元年）について及び 4 農業経営体経営収支（令和元年）について、続けて説明させていただきます。

3 農作業死亡事故（令和元年）について（別紙）

「令和元年の農作業死亡事故」について説明いたします。お手元の事務連絡をおめくり願います。昨年の総会では資料を配らず口頭のみ、農作業死亡事故が多いので注意していただきたいとお話しましたところ、数字資料があると良い旨の意見を承りました。今回は数字資料をつけさせていただきました。

右肩ページ2の資料を御覧ください。

表の1で農作業中の死亡事故の発生状況です。22年から令和元年まで10年間の経過となっています。左端欄には、その年の死亡者数、それぞれの農業機械作業に係る死亡事故人数、施設作業に係る死亡事故人数、機械及び施設それ以外の作業に係る死亡事故人数、それから男女の比率、3ページ目に65歳以上に係る人数とあります。

事故区分では機械作業、中でも乗用型トラクターの事故が多い状況で、年齢階層別では、65歳以上の高齢者による事故が死亡事故全体の88.3%を占めています。

3ページ、表の2では、表1の中の、機械作業に係る事故の機種別・原因別死亡者です。

死亡者 281 人のうち、機械作業に係る死亡者数 184 人とありますが、内訳としまして、機械の転倒・転落が多く 89 人、48.4%を占めています。圧倒的に、乗用型トラクターの転落・転倒による死亡が多い状況です。挟まれ事故も多い状況、36 人、19.6%となっています。

下段にいきまして表の 3、施設作業に係る事故の原因別死亡者数です。墜落・転落によるものが 82.4%と非常に多い状況です。

4 ページを御覧ください。表の 4 では、農業機械・施設作業以外の作業に係る事故の原因別死亡者数です。作業中の病気によるもの、熱中症によるものが 36.3%と多いです。

4 ページから 5 ページにかけての表の 5、年齢階層別の死亡者数です。高齢者が多く、65 歳以上で 88.3%を占めています。表の 6 では、月別の死亡事故の発生状況が記されています。

委員の皆様にお願ひがあります。作業をする場合の注意としまして、「戻る勇氣」「無理をしない勇氣」を周囲の方へ声掛けをお願いしたいと思ひます。

地域の中で長年の作業で土地の形状や機械の扱いが認識されていると思ひますが、機械の扱いが上手いとか下手といった人的な要因に目を向けるのではなく、「機械の大きさと幅員」特に最近では機械が大きくなっているということと機械の形状によりますが「機械の重心と傾斜」等環境的な要因に目を向けるべき旨が指摘されています。こういう点を踏まえて、今一度地域の方にご指導いただきたいと思ひます。機械の大きさの割に幅員が狭いとか急な傾斜であるとか、ミスマッチな要因に対する対応等、拡げるとか、ここへは乗り入れないとか、一層の声掛けをお願いいたします。

4 農業経営体経営収支（令和元年）について（別紙）

7 ページをお開きください。「令和元年の農業経営体の経営収支」について説明いたします。

中段、表 1 全国、1 経営体当たりの農業経営収支及び農業所得率です。全営農類型平均でみた全農業経営体、1 経営体当たりの農業経営収支は、農業粗収益が 948.9 万円、農業経営費が 827.9 万円となり、結果、農業所得は 121 万円となり、農業所得率は 12.8%です。

8 ページを御覧ください。表 2 令和元年全農業経営体の農業経営収支です。農業所得が

最も高かったのは、ブロイラー養鶏経営で、1959.2万円、次いで養豚経営で1087.1万円、酪農経営で1004.8万円でした。一方、農業所得が最も低かったのは、採卵養鶏経営で、△1383.2万円となっており、13の営農累計中で唯一の赤字のようです。

9ページ、表3を御覧ください。個人経営体の農業経営収支の状況です。農業所得が最も高かったのは、酪農経営で820万円、次いでブロイラー養鶏経営で674.7万円、養豚経営で587.8万円の順でした。一方、農業所得が最も低かったのは、水田作経営で12.8万円、次いで採卵養鶏経営で66.5万円、露地花き作経営で170.3万円となっています。

10ページ表4、法人経営体の農業経営収支です。農業所得が最も高かったのは、ブロイラー養鶏経営で、5048.6万円、次いで酪農経営で2378.8万円、養豚経営で1616.5万円の順番でした。一方、農業所得が最も低かったのは、採卵養鶏経営で△3092.1万円、次いで、施設花き作経営で△323万円、露地野菜作経営で△320万円、施設野菜作経営で△286.6万円、露地花き作経営で△22.3万円と5つの営農類型が赤字となっています。

皆様方には既にいろんなところで御覧になられていると思いますが、こういう資料がありますので日常の中でお話しさせていただきたいと思います。

以上となります。

次に事務連絡5の表紙を御覧いただきたいと思います。本日農政課の小山係長から実質化された人・農地プランにつきまして話をさせていただきたいと思います。

小山係長お願いします。

5 「実質化された人・農地プラン」について

農政課 小山 拓己係長

皆様お世話になっております。今ほど局長より御紹介いただきました市役所農政課農政企画係係長小山と申します。一昨年までは農業委員会事務局でお世話になっておりましたのでお久しぶりな方がいらっしゃると思います。本日はお時間をいただきまして、令和2年度までに取り組みました人・農地プランの取り組みに関し、振り返りという形でお話をさせていただきます。令和2年度までの取り組みを参考に活動されました委員さんもいらっしゃいますが、今一度どういう目的だったのか、令和3年度からどういうことを活かして関わっていくのかに関しまして、簡単に説明をさせていただきたいと思います。資料等は用意してませんので耳を傾けていただければと思います。

全国的な動きとしまして、令和元年度から国・県の指導で人・農地プランを魂を入れたプランにしなさい、ということが始まりでございます。人というのは地域の担い手や法人、

農地は田畑を含めた集落内の農地を 5 年後 10 年後までにどのように管理していくのか、人と農地の結び付けで委員さんの日々の業務ということになります。方向性を紙にすることが人・農地プランの主な目的になります。令和元年度に農業委員と市で協力をいたしまして、御記憶にある方もいらっしゃるかと思います。農家組合長を通じて担い手さん、担い手というのは人・農地プランに中心経営体という名前で集落の方から推薦や立候補していただいた方々から営農意向ということで、大雑把に言うと拡大するのか縮小するのかという方向でいくのか聞かせてくださいというアンケートを取らせていただきました。アンケートを図面化ということで GIS の集落を色付けする形で落としまして、図面を作成させていただいて、令和 2 年度に図面とアンケート結果をもちまして、各集落の話し合いをお願いしたところでございます。とはいえコロナの発生が全く予想外で狭い空間に皆様が膝詰めで話をしていく状況ではなかったのが苦労をしましたが、令和 2 年 7 月頃にコミセン単位で担い手と農家組合長に集まっていたいて回った地区や中山間直接支払制度という従来から棚田を含めた農地をどうするか中山間地域の話し合いを中心に、地区によってはほ場整備は終わった、若しくは計画をしている地区がございましたので土地改良区を主体で話し合いを持って農地をどうしていくのか話し合っていました。委員さんの中で参加された方もいらっしゃいましたが、我々が気付かないような水の問題や農機具の問題、高齢化で人手不足なので法人化を考えているというような話し合いをしていただきました。市としては全ての意見を集約したと偉そうなことを言えませんが、お聞きした中で人・農地プラン 5 年後 10 年後に向けて農地を保っていけないといけない中で、実質化の作業を令和 2 年度ホームページ上で公開をしました。ここまでの取り組みの振り返りです。

話し合いを持って中心経営体と書かれている担い手の方々にお願いするといいますか支援をするような形で農地を守っていくということになります。今後も普段から活動している集落や中山間直接支払あるいは多面的機能支払をしている集落の中においては、農道や水路の管理を話し合っていると思いますが、作業につきまして委員さんの力をお借りしながら我々が主催する集会や集落で自発的に会合を開いて、集積・集約と言われるようなどういった人を集めていくか農地の場所を変えていくか、例えばこの農地とこの農地を変えると繋がりがよくなるような集会をしていただく、今後委員さんの力を借りて実質化された理想像に向かっていくことになると思います。特別に何かしてくださいというわけではなくそういう相談にのっていただくと思います。

今後農林水産省の補助事業は、人・農地プランに書かれている中心経営体という担い手に補助金や資金を集中している方向に確実に向かっています。そこに名前を載せるには、勝手に載せることができませんので集落内で話し合っていて、安心して任せられる

という方々を上げていこうと考えてます。その年々で新たに加わった担い手や体を壊して辞めざるを得ない担い手がないか調査を絡めていきますので農地調査をお願いすることになります。委員さんの御協力をいただくことになると思います。この後地区別にミーティングをすると伺っていますので私の話しはこれぐらいにさせていただきます。今後の人づくりや集落の目標作り、突き詰めれば最終的にはほ場整備にたどり着くのかかもしれませんが、ほ場整備というのなかなか資金の問題や国・県もお金がなくなってきて、ほ場整備の順番待ちの状況と聞いていますので、どうやって凌いでいくのか話し合いも必要だと思います。最後になりますが、農政課としましても人・農地プランを基にして柏崎市の農業を明るい方向に向かっていくように考えていきたいと思っています。最前線に我々がお邪魔するときに皆様の知恵を借りることが大変多くなると思いますので、今後ともよろしくお話ししたいと思っています。

第 13 回農業委員会総会【農業委員・推進委員】

6 月 30 日（水） 13：30～ 庁舎 1 階多目的室

事務局から、以上です。

議長

それでは、一通り説明を終了させていただきますが、各会議の代表者から、連絡・報告等はございませんか。

議長

以上で本日の日程は終了しました。

総会は一旦、これで終了として佐藤会長職務代理の挨拶の後、先程の「実質化された人・農地プラン」の話を受けて、各チームでの意見交換を行ってください。

日頃、問題としていることや、集積・集約の話をしてください。

こちらの会場は午後 5 時まで利用が可能ですので、お使いください。

それでは、閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いします。

佐藤会長職務代理者

お疲れさまです。

ほとんどの方が田植え作業を済まされたと思います。私もあと一品種残っているぐらいでようやく先が見えてきたところです。市内のある農業組織では耕作ができなくなり地域ではかなりの部分で受け手を調整していますが、今まだ決まっていない部分も若干残って

いるという話を聞いて、この時期ですのでどうするのかなと痛感しているところですし、他人事ではないと感じています。だんだん個人の担い手も大規模化している中で、いつまで継続できるのか、具合が悪くなったらどうするのかという不安もあるかと思います。また、急に耕作を辞めるとなった場合の対応をどうするかという状況も懸念されるところです。農業委員会としては、日頃から会長の挨拶にあったように、まず若手の話も含めていろんな情報を収集しながら、地域としてやりやすいように地域の方とよい関係を築きながら話を進めていくということが大事だと考えています。

人・農地プランということで各チームに分かれて問題点等ありましたら話し合っていたいて、農地パトロール等を含めた話もしていただければと思っています。

以上です。

閉会 午後2時40分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____